

新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">第三節 期間及び期限</p> <p style="text-align: center;">第11条関係 災害等による期限の延長</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 地域指定及び対象者指定と個別指定による延長との関係</p> <p>4 <u>地域指定と対象者指定による延長との関係</u></p> <p>(1) 引用の法令番号</p> <table border="1" data-bbox="190 837 1093 1061"> <thead> <tr> <th>索引</th> <th>法令名</th> <th>法令番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>き</td> <td>揮発油税法 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> 金融機関等の更正手続の特例に関する法律</td> <td>昭和31年法律第55号 <u>平成14年法律第151号</u> 平成8年法律第95号</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第11条関係 災害等による期限の延長</p> <p>(災害その他やむを得ない理由)</p> <p>1 この条の「災害その他やむを得ない理由」とは、国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付または徴収に関する行為（以下この条関係において「申告等」という。）の不能に直接因果関係を有するおおむね次に掲げる事実をいい、これらの事実に基因して資金不足を</p>	索引	法令名	法令番号	き	揮発油税法 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> 金融機関等の更正手続の特例に関する法律	昭和31年法律第55号 <u>平成14年法律第151号</u> 平成8年法律第95号	<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">第三節 期間および期限</p> <p style="text-align: center;">第11条関係 災害等による期限の延長</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 地域指定と個別指定による延長との関係 (新設)</p> <p>(1) 引用の法令番号</p> <table border="1" data-bbox="1176 837 2078 1061"> <thead> <tr> <th>索引</th> <th>法令名</th> <th>法令番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>き</td> <td>揮発油税法 (新設) 金融機関等の更正手続の特例に関する法律</td> <td>昭和31年法律第55号 (新設) 平成8年法律第95号</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第11条関係 災害等による期限の延長</p> <p>(災害その他やむを得ない理由)</p> <p>1 この条の「災害その他やむを得ない理由」とは、国税に関する法令に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付または徴収に関する行為（以下この条関係において「申告等」という。）の不能に直接因果関係を有するおおむね次に掲げる事実をいい、これらの事実に基因して資金不足を</p>	索引	法令名	法令番号	き	揮発油税法 (新設) 金融機関等の更正手続の特例に関する法律	昭和31年法律第55号 (新設) 平成8年法律第95号
索引	法令名	法令番号											
き	揮発油税法 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> 金融機関等の更正手続の特例に関する法律	昭和31年法律第55号 <u>平成14年法律第151号</u> 平成8年法律第95号											
索引	法令名	法令番号											
き	揮発油税法 (新設) 金融機関等の更正手続の特例に関する法律	昭和31年法律第55号 (新設) 平成8年法律第95号											

改正後	改正前
<p>生じたため、納付ができない場合は含まない。</p> <p>(1) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、<u>地滑り</u>その他の自然現象の異変による災害</p> <p>(2) 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、<u>交通途絶</u>その他の人為による異常な災害</p> <p>(3) 申告等をする者の重傷病、<u>申告等に用いる電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）</u>で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実</p> <p>(法律に基づく申告等に関する期限)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(地域指定及び対象者指定と個別指定による延長との関係)</p> <p>3 <u>通則令第3条第1項又は第2項の規定により期限を延長した場合において、その指定期日においても、なお申告等ができないと認められるときは、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月を限度として、同条第3項の規定によりその期限を再延長することができるものとする。</u></p> <p>(地域指定と対象者指定による延長との関係)</p> <p>4 <u>通則令第3条第1項（地域指定）の規定による期限の延長が適用されている納税者が、地域指定の適用がなければ、同条第2項（対象者指定）の規定による期限の延長の対象となる場合において、地域指定により延長された期限が先に到来したときは、対象者指定による期限の延長の適用がある。</u></p>	<p>生じたため、納付ができない場合は含まない。</p> <p>(1) 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、<u>地すべり</u>その他の自然現象の異変による災害</p> <p>(2) 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、<u>交通と絶</u>その他の人為による異常な災害</p> <p>(3) 申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実</p> <p>(法律に基づく申告等に関する期限)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(地域指定と個別指定による延長との関係)</p> <p>3 通則令第3条第1項の規定により期限を延長した場合において、その指定期日においても、なお申告等ができないと認められるときは、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月を限度として、<u>通則令第3条第2項の規定によりその期限を再延長することができるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>